別記
第１号様式（第11条、第13条、第14条関係）

191

# 事業者排出量削減計画書（新規・変更）

| | |
|---|---|
| （あて先）京都府知事 | |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）<br>京都市下京区中堂寺櫛笥町1番地 | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。）<br>彌榮自動車株式会社<br>代表取締役　桑田佳幸<br>電話　075　－ |

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

| | |
|---|---|
| 特定事業者の主たる業種 | 一般乗用旅客自動車運送事業 |
| 該当する事業者要件 | □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上））<br>☑ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）<br>□ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第１０条第４号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上）） |
| 計画期間 | 平成　18　年　4　月　～　平成　20　年　3　月 |
| 基本方針 | 彌榮自動車株式会社は「京都議定書」を生み出した京都を基盤とする旅客運送事業者として、環境保全活動に取り組み、法令等を遵守し、創業以来培う「安全」「快適」「信頼」を基本とする高品質なサービスの提供により地域に貢献し、企業活動と自然環境の調和を目指して　社会的責任を果たします。 |
| 推進体制 | 取締役社長を統括環境保全管理責任者とする環境保全活動推進体制を導入し、取締役運輸部長を統括環境保全推進責任者として本社・各営業センターおよび環境保全推進事務局で取り組みを行っている。 |

年度ごとの具体的な取組及び措置

| 年度 | 設備、対象、工程等 | 計画内容 |
|---|---|---|
| 18-19 | 運輸部 | 営業車両（ジャンボ・ハイヤー除く）のアイドリングストップ車へ順次全車代替を実施。（代替完了は平成22年頃予定） |
| 18-19 | 運輸部・各営業センター | エコドライブ（環境に優しい運転）の実践・教育を行い、車両燃費を向上させ、排気ガス・騒音を低減させる。（営業日報に環境項目のチャック項目を追加など） |
| 18-19 | 営業部・営業課・無線配車センター | 空車走行比率を下げるため、ＧＰＳなどを活用し無線配車を行い、また営業課職員など専門職員が現地配車を行うことで効率的で環境に優しい配車を行う。 |
| 18-19 | サービスセンター（整備部門） | 法定点検項目に環境に影響する項目を加えて車両整備・点検を行う。法令等を遵守して廃棄物の適正処理を行う。 |
| 18-19 | 総務部 | 事業所内での省エネルギー活動を推進する。グリーン経営・二酸化炭素排出量削減推進のための社内データの適正管理を行う。 |

温室効果ガスの排出量等

| 排出区分 | 基準年度（実績）（ 16 ）年度（二酸化炭素換算（t）） | 目標年度（計画）（ 19 ）年度（二酸化炭素換算（t）） | 削減率（計画）（%） |
|---|---|---|---|
| A 事業所等排出区分 | 831.55 t | 800.87 t | -4 % |
| B 輸送車両排出区分 | 12846.53 t | 12204.23 t | -5 % |
| C その他排出区分 | 0.00 t | 0.00 t | % |
| 排出合計 | *1 13678.08 t | *2 13005.10 t | -5 % |

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等

| 対策等の区分 | 目標年度（計画）取組量等 | | （二酸化炭素換算（t）） | |
|---|---|---|---|---|
| 森林の保全及び整備 | （整備面積） | ha | （吸収量） | t |
| 府内産の木材の利用 | （利用量） | m³ | （削減量） | t |
| 自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給 | （売電量） | kwh | （削減量） | t |
| | （熱供給量） | GJ | （削減量） | t |
| グリーン電力の購入 | （購入量） | kwh | （削減量） | t |
| 削減量等合計 | | | *3 | t |

| 差引排出量（排出合計－削減等合計） | 基準年度（実績） | 目標年度（計画） | 削減率（計画） |
|---|---|---|---|
| | *1 13678.08 t | (*2)-(*3) 13005.10 t | -5 % |

| | |
|---|---|
| 特記事項 | 平成11年5月低公害車プリウスをタクシーとしてはじめて導入（平成18年現在10台運行）。平成17年6月20日に「彌榮自動車株式会社　環境方針」を決定。全社で「環境に優しい経営」をめざし活動を行っている。中央営業センターが平成17年9月9日に交通エコロジー・モビリティ財団の審査を経て「グリーン経営認証」を取得した。「エコドライブの実践」など、社員のソフト面での日々の取り組みにとどまらず、ハード（設備）面においても、平成17年11月にアイドリングストップ車の試験導入後、全てのタクシー車両のアイドリングストップ車への車両代替計画を決定。現在順次、代替を進めている。 |

| 連絡先 | |
|---|---|
| 担当部署 | |
| 担当者氏名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| ファクシミリ番号 | |

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
4 「特記事項」には、平成２年度（１９９０年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位$CO_2$排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。